

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	平成29年1月11日（水）午後2時～午後2時50分		
開催場所	みよし市役所2階201会議室		
出席者	天石 惇郎（会長）、野崎 又嗣（職務代理者）、関谷 諭美、 島 典広、西田 基、加藤 芳文、木戸 功男、高見ユキエ、山 内なほみ、村上 峯子、小野 春男 （事務局） 小野田福祉部長、深谷福祉部次長、野々山保険年金課長、 浅井副主幹、野々山主事		
次回開催予定日	平成29年7月		
問合せ先	保険年金課国保担当 浅井、野々山 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文	要約した理由	
	・議事録要約		

審 議 経 過

【福祉部次長】

時間もまいりましたので、只今より「平成２８年度第３回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。

それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。

本日の会議は約１時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本運営協議会につきましては会議公開となりますので、ご了承をお願いします。

それでは、次第に沿って、会議を進めさせていただきます。

はじめに、天石会長より「あいさつ」をいただきたいと存じます。

【天石会長】

本日、委員の皆様には大変忙しい中、また今日は大変寒い中にご出席いただきましてありがとうございます。

今回は今年の１回目の協議会ですが、私どもの任期は２年となっており、今回が最終回となりました。

２年間本当にありがとうございました。

今回は、答申案の審議をすることとなりますのでよろしくお願い致します。

皆様に市の方からご説明ありましたように、平成３０年から県と市町村が国民健康保険を共同運営する広域化が決まっており、現在、国と県が県単位化に向けた国民健康保険の重要課題について、審議を重ねております。私どもも３０年ですので、準備期間はあと１年ありますが、成すべきことを成していかなければなりません。その中で今日の審議ですが、国民健康保険税のあり方をどうするのか、県の広域化になる前に他の市町並にしていかなければならない。そのような事を踏まえ、市に対する答申をするということでもあります。

平成２８年度もあと２カ月となっていますが、市の国民健康保険に目を向けてみますと、好景気になって来て被保険者が減少したことにより、一般的な病院等で治療を受けた際の療養費等は、昨年度と比較すると下がっていますが、高額医療費については、増加をしており昨年補正予算も計上していると伺っており、大変厳しい問題となっています。

どのようなものがあるかというと、Ｃ型肝炎の非常に良い薬が出来たとの事であるが、非常に高額であります。循環器の関係では一回ポンプを回し始めると大変な医療費が発生するとのことでもあります。今日は何れにしても市に対する答申を作成する最終の会でございますので、皆様の忌憚のないご意見をお聞きしたいと思います。

【福祉部次長】

ありがとうございました。

なお本日は、日比野委員が所用により欠席されていますのでご報告させていただきます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第３条第１項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、天石会長よりよろしくお願いします。

【天石会長】

それでは、規定により議長を務めさせていただきます。
まず始めに、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。
本日の出席者は11名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本協議会は成立しています。

はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたしたいと思います。
関谷委員、小野委員には、議事録署名者に指名しますのでお願いいたします。

後程事務局が議事録を作成しましたら、確認に伺わせていただきますので署名をお願いします。

なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の野々山主事をお願いします。

それでは議事に入りたいと思いますので、協議事項第1点目の事項について事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】

それでは、協議事項の1点目の平成29年度みよし市国民健康保険税の税率について、ご説明させていただきます。

なお、失礼ではありますが、着座にてご説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

まずは、前回の協議会において、事務局より平成29年度の国民健康保険税の改定案を提案させていただき、ご決定をいただきました内容につきまして、再度ご確認をいただきたいと思います。内容といたしましては、「(1) 国民健康保険税の税率の改定」にありますように、まず所得割については全体で現行より0.38%の引き上げとし、資産割については今回で廃止とします。なお、資産割を廃止することにより減額となる分の保険税につきましては、同じく応能割である所得割の税率を引き上げることで補てんするものとします。また、現状で県平均額を下回っている後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額については、県平均額の概ね8割程度になるように、かつ応能割である所得割と均等割・平等割といった応益割のバランスを考慮して引き上げるものとし、応益割のうち、いわゆる人数割にあたる均等割については全体で現行より3,900円の引き上げ、いわゆる世帯割にあたる平等割については据え置くものとします。なお、今回改正する税率で、本市の12月1日現在の賦課状況を基に、保険税を試算しますと、後期高齢者支援金等課税額では約1,986万円の増、介護納付金分では約664万円の増となる見込みとなります。

1ページをご覧ください。

次に「(2) 国民健康保険税の減額の改定」についてですが、低所得世帯につきましては、保険税の賦課による負担を緩和するために、応益割である均等割と平等割について、その所得に応じて、それぞれ7割、5割、2割の軽減がされる制度があります。今回、均等割を改定することに伴い、それぞれの軽減額についても、こちらの表のとおり改定することとなります。

次に「(3) 国民健康保険税の減額対象所得の改定」についてですが、これにつきましては、前回の会議ではお示ししておりま

せん。昨年１２月８日に自民党・公明党が決定した２９年度税制改正大綱の中に、先ほどの（２）で説明しました保険税の軽減対象となる所得の基準の改定が盛り込まれております。その内容は、物価上昇などの影響を考慮し、軽減対象となる所得の基準を引き上げようというものであり、５割軽減・２割軽減の基準をそれぞれ引き上げ、７割軽減については据え置くものとするものです。軽減対象となる所得の基準につきましては、保険税率と同じく各市町村で定めることとなっておりますが、以前から運営協議会からの答申の際の付帯意見として「課税限度額については国の定めた額とすることが望ましい」というご意見をいただいております、これにならって、軽減対象所得基準につきましても、これまでも国に合わせた改定を行ってきている経緯があります。また、３０年度から県単位化が始まり、今後は国保にかかる様々な事項について統一化が図られるであろうことを考慮しても、やはり今回についても国の基準に合わせていくことが適当ではないかと考えております。

３ページをご覧ください。

この基準の改定により、本市の１２月１日現在の賦課状況を基に試算しますと、５割軽減世帯は現在より１９世帯、３３人の増、２割軽減世帯は１９世帯、３８人の増となり、軽減額としましては、全体で約１１４万円の増となる見込みとなります。前回の会議の時点では、この税制改正の内容について、まだ国から示されておりませんでしたので、今回は、この点を協議事項として追加させていただき、ご審議をお願いしたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

【天石会長】

今事務局から説明のあった内容は前回の協議会で皆様に了解いただいた事項であります、いわゆる資産割が無くなり、その分所得割で調整する、また、人員一人当たりの均等割は増えるが、世帯に対する平等割については、今までどおりとする。また、内訳に書いてあります、他の市町に比べて低かった部分の後期高齢者への支援金と介護納付金について上げていくのが１ページの説明になります。２ページについては、軽減対象をどのようにするかであり、３番は国から示されたことによるものであり、今までは国の基準に従って行っていることです。その事務局の説明に対して意見や質問がありましたらお願いしたいと思います。

【小野委員】

２割、５割、７割の国保の該当者で平均的な人はどこになるのか。その人は現状が幾らだからこの後は幾らになるかを具体的に説明したら分かり易い。

【保険年金課長】

同一世帯に被保険者が何人いるかで変わってくるので、所得がどれだけで幾らになるのかは、一概に言えません。

【小野委員】

このような資料の中に、何人家族でどれ位の所得だと幾ら負担が増しますというモデルケースを入れると分かり易いが、口頭

で説明できることはありますか。

【保険年金課長】

それぞれの条件がありますので、一概に言えませんが、ご指摘いただいた点は次回の会議以降も出てくる話なので、その際には資料で示すようにします。

【小野委員】

そこが市民の一番関心のあるところですから、もう少し資料を見える化していただくとありがたいと思います。

【天石会長】

この(3)に書いてある所得だと、(2)の表の減額が適用され、資料3ページのとおり5割軽減の世帯が19世帯増え、2割軽減世帯も19世帯増えるということですね。因みに、7割、5割、2割世帯は何世帯いますか。

【浅井副主幹】

7割世帯 1, 167世帯、5割世帯が625世帯、2割世帯が732世帯で約2,500世帯になります。

【天石会長】

国保世帯は全体でどれ位ですか。

【浅井副主幹】

6,300世帯程度です。

【天石会長】

全部で2,500世帯が軽減対象世帯になるということですね。

【保険年金課長】

一般的に働き盛りの人は社会保険に入っている方が多いのでそのようになります。

【天石会長】

国民健康保険は自営の方や企業を定年退職した方入ってみえるので、どうしても軽減対象世帯が多くなると思われます。その他ご意見はありませんか。

(意見なし)

それでは資料1の協議事項について皆様のご意見も無いようなので、原案どおり承認することで異議ありませんか。

(異議なし)

では、賛成多数で原案どおりとしますのでよろしくお願いします。

それでは同じく資料2協議事項2点目に入りますので、事務局説明をお願いします。

【保険年金課長】

続きまして、協議事項の2点目、みよし市国民健康保険運営協議会答申書(案)について、ご説明いたします。

資料2をご覧ください。

本年度、第1回目の会議の際に、市長より国民健康保険税のあり方についての諮問がありましたので、これまでの会議における協議の内容を踏まえて、市長に提出する答申書の案を作成いたしましたので、内容をご確認いただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。

内容につきましては、先ほどご説明したとおりであります。 「1 国民健康保険税の税率について」の文章ですが、申し訳ありませんが、ここで一部訂正をお願いいたします。

	文章のはじめに「県下市町村1人当たりの平均税額を鑑み」とありますが、これは正しくは「平均税額に鑑み」でありました。皆様にこの資料を事前送付させていただいた後で、天石会長よりご指摘をいただきましたので、まことに恐縮ではありますが、口頭で訂正させていただきます。 それでは、本題に入りまして、今回の税率見直しの内容としましては、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額については、県平均額を下回っており、これらについては段階的に平均に近づけていくことが望ましいこと、また、資産割については、前回からの付帯意見や平成30年度からの県単位化において県から示される税率が資産割のない3方式であることなどを踏まえ、今回の見直しで廃止とすることが望ましく、その分の保険税の振替については、所得割において調整することなどを挙げて、下にあります税率表のとおりとすることが望ましいとしております。 4ページをご覧ください。 「2 国民健康保険税の減額について」では、今回の均等割の改定に伴い、国民健康保険税の減額につきましても、改定することが望ましいとしております。 また、「3 国民健康保険税の減額対象者について」では、平成29年度税制改正大綱に合わせて改定することが望ましいとしております。 5ページをご覧ください。 こちらには、高齢化や医療の高度化などによる医療給付費の増加などが懸念されている状況の中で、今後、国民健康保険税の見直しを行うにあたり、留意すべき点を付帯意見として掲げております。 なお、今回は、9番目にありますように、平成30年度からの県単位化を踏まえ、県から示される標準保険税率を考慮していくべきとの意見も新たに掲げております。 このように、国保税のあり方についての案を作成しましたので、内容のご審議をいただきたいと思います。 【天石会長】 今事務局から説明があった件について、皆様からご意見、ご質問等ございますか。 【小野委員】 6番の財源の安定確保のところで収納率の向上については、税金を払っていない方についてのことですか。 【保険年金課長】 国保税を納めていない方のことです。 【小野委員】 2年前からの提案ですが、歳出をどうするのかという点について今回も入っていないが一つ位入れるべきではないか。市民はそれを一番大事に思っている。歳出カットを行ったが足りないでこれだけの負担をするということを入れるべきである。 【保険年金課長】 国保税の目的としては、県単位化にあたり県に納付金を納めるための財源となることが今後規定されることもあり、県から示される納付金が幾らになるかは分かりませんが、それを納める
--	--

のに必要な税率設定ということでご理解いただきたい。
国保会計で行っている事業としては、被保険者が医療機関にかかった場合の医療費の支払いが一番大きいところですが、それを抑える方法として、国保会計で行える事業としては、例えばジェネリック利用促進などがありますが、一番大きなことは健康診断の受診率を上げることになり、早めに病気を発見し、早期に治療を行うことを目的とする特定健診などに利用することになっており、一般的な健康事業については、国保税は充てられないのでその辺をご理解いただきたいと思います。

【小野委員】

一般営利企業ならまず歳出を抑える。薬代を抑えるなどジェネリックの利用促進を行っているのは理解している。それを行った結果1年間でどう改善されたかを提案するべきである。単なる足りないから負担を強いるのは市民に納得されない行政の進め方ではないか。

もうひとつ医者にかかる前の健康づくりという点で、長久手では65歳以上は脳ドックでかかる費用は通常5万円のところ1万5千円でやっている。名古屋市では胃カメラを500円のワンコインでやっている。このようなよその自治体の良いところは是非取り入れながらこの案の中に織り込んでいただきたい。今回やれなくても歳出のカットについて一行入れていただきたい。

【天石会長】

小野委員のご意見は、良く分かるが、国民保険税のあり方について答申するのにはなかなか難しいとも思う。委員が言われるとおり、ただ抑えるのでは無く、本人の健康で元気でやりたいという意識をどのようにして市民に植え付けるかが大切である。

【小野委員】

健康寿命を延ばすために活動をして欲しいと当初からその話はある。健康づくりが第一である。そういうことが、この中に謳われておらず、この2年間この会議に出て建設的な意見を言ってきたが、活かされておらず何であったのだろうと思っている。

今回が出来なかったのは仕方がないが、今回この中に入れて次回のメンバーで検証して欲しい。

【天石会長】

この答申ということでは限度があると思いますが、市民がどのようにして健康状態を保っていくのかといった情勢を図っていく必要があると思うが。島委員どうですか。

【島委員】

健康づくりに関連した施設でレッスンをすると国民健康保険税を1%安くするとか市として医療費を削減する意味で次のワンステップが必要である。それによって他の市町村とは違うみよし市の特徴が出てくると思う。

【小野委員】

2年前から健康特区をやってみたらどうかと提案している。これを行動に移していないのは行政の反省材料ではないかと思う。

【島委員】

健康の委員もやっているが、みよし市では今体育館で体力測定をし、健康マイレージを出すなど策を練っています。これから健康寿命を延ばしていくのが重要なポイントとなり、今後発展する事を期待している。

【小野委員】

安城市が健康の森でこれだけの距離を何分以内で歩きなさいなど具体的に展開している。みよし市も折角三好池があり、スタートから1キロ地点、2キロ地点といったものを活かすような取組をやっていただきたい。

【福祉部次長】

健康長寿を目指して、20年後、30年後を見据えた医療・福祉・介護の長期構想を昨年度末に策定しました。その中では皆様が長寿になられて、死ぬまで健康でいられたらいいのではないかとということで策定したものであり、それを目指して様々な健康づくりや介護予防事業を進めていく事がこの構想には記載されています。

しかしながら、これらの健康づくり事業は国民健康保険税を使った歳出ではなく、国民健康保険税の歳出は病院等にかかった医療費についてのものとなります。健康づくりをした結果、国民健康税や介護保険料が下がるという結果に繋がることを趣旨としています。

【小野委員】

私は健康づくりの話は常々している。当初は健康づくりをやる事により全体の予算額は上がるかもしれないが、3年後、5年後右肩下がりになれば良い。

【福祉部次長】

小野委員の話は正しいが、健康づくりの事業は市として単独事業で行っていくべきもので、国民健康保険税での事業でやっていくものではありませんので、答申の内容とするのはどうでしょうか。

【小野委員】

もう一つ私が言っているのは、医療現場の問題を抑えることができないか。名古屋市、長久手市がやっている事をやれば医者にかかる比率が少なくなる。

例えば、みよし市民病院でどれだけ医療費を使っているかとかの中身にメスを入れるべきではないか。その両方をやらなければ歳出が減らないのではないかと思います。以上です。

【島委員】

小野委員が言っている事はごもっともで、連携が上手く取れればと思っている。ある町の医療費と体力測定の関連性を調べているが関連性は確実にあります。女性は握力が弱くなると医療費が上がる。男性は短い距離を早く歩く人の医療費が少ない。沢山のデータを取ったがこの2つだけが出ました。握力と筋量の関係性がすごく多くて、これからは医療費と健康づくりと関連させてやっていく事が大切だと思います。

一つ聞きたいのですが、みよし市が努力し医療費が少なくなれば、県に支払う額が少なくなりますか。

【保険年金課長】

	県全体で医療費総額を出し、その中で市町村の所得水準と医療費水準などを考慮して按分し、みよし市はこれだけという形になります。所得水準の場合はみよし市が社会保険に入っている方が圧倒的に多く、国保に入っている方は自営業の方、会社を退職された方で所得水準が上がるとは思いませんが、医療費水準は病院が多いので高くなるのではないかと予想しています。逆に山間部では、病院が少ないので医療費水準は低いと思います。 【島委員】 みよし市で努力して県に支払う金額を下げるという事までは考えていませんか。 【保険年金課長】 特定健診の受診率が高くなるなどの条件によっては、多少変わってくることもあるかも知れません。 【天石会長】 今島先生から専門的なご意見がありましたが、私はエビデンスが無いと思っていたが、出てきているならそれに基づいて活動していきたい。今年は老人クラブ連合会の活動として、県連合会の指導により握力とかどれだけの速さでどれだけ歩いたかとか柔軟性はどれだけの運動能力について1年間活動として行った。これからもっと地域でやっていきたい。 また、介護保険の予防事業も色々なところでやっており、募集をかけるとあっという間に一杯になるが、女性ばかりで男性はいない。男性は1人で手を挙げられないので、男性にも入って欲しい。 今、色々なご意見が出ましたが他に意見はありませんか。 【野崎職務代理】 4ページの1番下について、前の資料には7割軽減も改正無しということで載せてあったが、今回の答申は載せなくてよいですか。 【保険年金課長】 7割軽減についても改正なしで明記した方が分かり易いので、明記します。 【小野委員】 1つだけ健康づくりで話をさせてもらいたい。前回も少し触れたが、昨日も猿投山に登って、土日になれば300人位登っていて若い人が多い、平日は60人前後位でやはり60歳以上の方が多く意外にも男性のグループも多い。 昨年の秋口に守山の幼稚園、天白の幼稚園、猿投の幼稚園の先生や園児に行き会いました。 幼稚園の先生に何を目的に園児に山登りをさせているかと尋ねたら親子の触れ合いを大事にしているとの事であった。園児が幼稚園の先生と山に登ると次はお父さんお母さんと一緒に登ろうということになり、お父さんお母さんとの触れ合いができたお父さんお母さんの健康づくりも出来るとのことであった。 先程も次長から体育館での健康づくりの話が出たが、あそこに足を運ばせるようにする事が行政の一番大事な事であり、足を運ばせるためには、来る人がポイントなど何等か得られるようにしなければいけない。以前も勝浦の方が猿投山に40、50
--	--

人登られていたが、健康のポイントをもらうために登っているとのことであった。仕組みはつくったが来てくれないのではないので、行政の方で区の事務所に外かけて健康指導をやる人の育成を行いながら広げていかないと人が集まらない。そのような事で私が言ったことを取り入れていただけると幸いです。

【天石会長】

今小野委員が言われた事を頭に入れておいていただきたいと思います。

それでは審議も尽きたと思いますので、この答申案について原案どおりでよろしいですか。

(異議なし)

では、賛成多数で原案どおりとしますのでよろしくお願い致します。

その他につきまして事務局から何かありますか。

【保険年金課長】

長時間のご審議ありがとうございました。今回のご承認いただきました答申書につきましては、野崎委員からご指摘ありました点を修正しまして、来週19日に市長に対して天石会長並びに野崎職務代理者から提出していただくこととなっておりますのでご承知おきいただきたいと思います。

その他の事項についてですが、ここにお集まりの委員さんにつきましては、任期が本年の5月31日までとなっております。皆様に集まっていたの会議は今回が最後になります。2年間ありがとうございました。

後任の方の人選につきましては、医師会始め各種団体の方へお願いさせていただきますが、皆様の方からも各団体事務局の方へお口添えいただければ幸いです。

また、被保険者代表の皆様につきましてもありがとうございました。3月15日号の広報で募集の案内をする予定をしていますのでお伝えさせていただきます。

その他の事項については以上です。

【天石会長】

答申する際に本日出ました意見についても答申書にプラスとして口頭で市長にお伝えしたいと思います。

【福祉部次長】

ありがとうございました。それでは、ここで福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

【福祉部長】

委員の皆様貴重なご意見ありがとうございました。先程も話しがありましたように委員の皆様につきましては、今日が最後ということになります。今後につきましても、国民健康保険事業の運営にご理解・ご協力をお願いし、また、これまで委員としてみよし市の国民健康保険事業に多大なご尽力をいただいたことについて、深く感謝を申し上げ私からのお礼のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

【福祉部次長】

以上をもちまして「平成28年度第3回みよし市国民健康保険

	運営協議会」を終了いたします。平成２８年度の国民健康保険運営協議会の全体での会議を今回で終了させていただきますので、１年間大変お世話になりました。 それでは、一同ご起立お願いいたします。 一同礼 ありがとうございました。
--	--